

杉並区 男女共同参画 行動計画

令和4年度(2022年度)～

令和12年度(2030年度)

誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち

概要版

杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



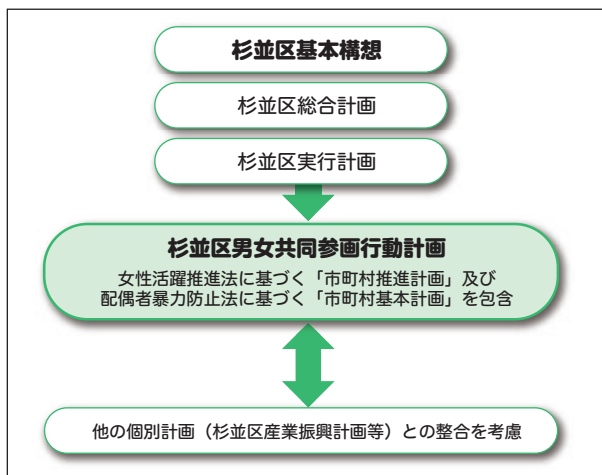
杉並区

計画の位置付け

- 杉並区基本構想をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針、具体的な取組内容等を体系的に示すもので、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画計画」となります。
- 計画の一部は、女性活躍推進法に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法に定める「市町村基本計画」を包含するものとします。

計画の期間

- 令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とし、杉並区総合計画の改定等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。



計画の基本理念

- 「誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち」とします。

SDGs との関係

- 平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）では、ゴール（目標）の「5 ジェンダー平等※を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」をはじめ、計画と関係するゴール（目標）及びターゲット（対象）が設定されています。
※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
- このことを踏まえて、区の男女共同参画社会の実現に向けた取組とSDGsとの対応関係を明示するとともに、今後ともSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めていきます。

ゴール1「貧困」 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	ゴール10「不平等」 国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール3「保健」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	ゴール11「持続可能な都市」 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール4「教育」 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	ゴール13「気候変動」 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール5「ジェンダー」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ゴール16「平和」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール8「経済成長と雇用」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	ゴール17「実施手段」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

計画の体系

- 計画の基本理念等を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点を重視して、5つの取組方針及び16の取組項目のもと、具体的な取組を推進することとします。
- なお、すべての取組項目に指標を設定し、本計画の進捗状況の点検・評価に活用していきます。

基本理念 誰もが共に認め支え合いいきいきと輝ける杉並のまち

取組方針	取組項目
1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する <基本的な考え方> 依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。     	①男性の家事・育児への参画の促進 ②安心して出産と子育てができる環境の充実 ③介護者支援の充実 ④誰もが働きやすい職場づくりの推進 ⑤就労支援の充実
2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する <基本的な考え方> あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。     	⑥事業所における女性登用の積極的推進 ⑦意思決定過程への女性の参画促進 ⑧男女共同参画に配慮した防災対策の推進
3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する <基本的な考え方> 性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を發揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。     	⑨区民・地域に対する男女共同参画の啓発 ⑩学校教育等における男女共同参画の啓発
4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する <基本的な考え方> 配偶者等からの暴力（DV）による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。   	⑪女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供 ⑫配偶等暴力等に関わる相談体制の充実 ⑬配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化
5 女性の健康と生活の困難を支援する <基本的な考え方> 妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。    	⑭ひとり親家庭支援の充実 ⑮女性がいきいきと暮らせる健康づくり ⑯女性の生活に関わる相談体制の充実

※取組方針1及び2は女性活躍推進法に規定する「市町村推進計画」を、取組方針4は配偶者暴力防止法に定める「市町村基本計画」を包含しています。

区分	取組項目	No.	事業名
取組方針1	①男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座 【新】
		2	パパと遊ぼう 【新】
		再掲	(No.3の一部) 出産育児準備教室
	②安心して出産と子育てができる環境の充実	3	安心して妊娠・出産ができる環境の整備
		4	産後における母子支援の充実
		5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進
		6	地域における子育て支援体制の充実
		7	保育施設等の整備・充実
		8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進
		9	学童クラブの整備・充実
			再掲
		再掲	(No.50) 不妊相談 【新】
	③介護者支援の充実	10	家族介護者支援事業の充実
		11	介護における心の相談 【新】
		12	ダブルケア等の支援 【新】
	④誰もが働きやすい職場づくりの推進	13	ワーク・ライフ・バランスセミナー
		14	事業所への働き方改革に関する情報提供
		15	子育てを応援する企業・事業所の取組推進
		16	総合評価方式による入札
		17	一般事業主行動計画の策定等支援 【新】
⑤就労支援の充実	18	女性の再就職支援の推進	
	19	創業支援	
	20	ひとり親の就業支援	
取組方針2	⑥事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進
		22	事業所における女性活躍の推進
	⑦意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進
		24	多様な区民参加手法の推進
	⑧男女共同参画に配慮した防災対策の推進	25	地域防災における男女共同参画の推進
		26	防災会議における男女共同参画の推進
27		女性のための防災講座 【新】	
取組方針3	⑨区民・地域に対する男女共同参画の啓発	28	男女平等推進センター啓発講座
		29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供
		30	男女共同参画啓発講座
		31	性的少数者に対する理解の促進
		32	地域団体への男女共同参画の意識づくり 【新】
	⑩学校教育等における男女共同参画の啓発	33	学校における男女平等教育の推進 【新】
		34	教職員に対する人権教育研修
取組方針4	⑪女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供	35	配偶者暴力等防止啓発活動の推進
		36	若年層に対する暴力防止教育の推進
		37	女性に対する暴力防止講座 【新】
	⑫配偶等暴力等に関わる相談体制の充実	38	DV専用ダイヤル
		39	あらゆる暴力・女性の問題に対する相談
		40	母子・女性・家庭相談
		41	子どもと家庭の相談
		42	配偶者暴力相談支援センターの運営
		43	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置
⑬配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化	44	母子生活支援施設への入所等支援	
	45	各種関係機関・庁内関係各課との連携	
	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	
取組方針5	⑭ひとり親家庭支援の充実	47	ひとり親家庭相談
		48	心の健康づくりの推進
		49	特定不妊治療費の助成 【新】
	⑮女性がいきいきと暮らせる健康づくり	50	不妊相談 【新】
		51	子宮頸がん・乳がん検診 【新】
		52	男女平等推進センター相談事業
		52	男女平等推進センター相談事業

各取組項目の指標

●すべての取組項目に指標を設定し、計画の進捗状況の点検・評価に活用していきます。

区分	指標名	現状値	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)	【指標の説明】
取組項目①	家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合	25.7% 令和3年度 (2021年度)	40.0%	45.0%	50.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目②	子育てが地域に支えられていると感じる人の割合	74.5% 令和2年度 (2020年度)	79.0%	82.0%	85.0%	区民意向調査による
取組項目③	今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合	87.9% 令和2年度 (2020年度)	90.0%	90.0%	90.0%	区民意向調査による
取組項目④	区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合	53.2% 令和3年度 (2021年度)	65.0%	76.0%	87.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑤	就労支援センターの利用により就職が決定した人数	465人(※) 令和2年度 (2020年度)	850人以上	850人以上	850人以上	担当課調査による
取組項目⑥	区内事業所における女性管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	25.4% 令和3年度 (2021年度)	27.0%	28.5%	30.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑦	区の審議会等における女性委員の登用割合	36.3% 令和2年度 (2020年度)	40.0%	45.0%	50.0%	担当課調査による
取組項目⑧	区の防災対策において女性の視点が生かされていると感じる人の割合	—	70.0%	80.0%	90.0%	担当課調査による

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べて数値が減少しています(参考：平成30年度(2018年度)実績719人)。

区分	指標名	現状値	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)	【指標の説明】
取組項目⑨	社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合	8.0% 令和3年度 (2021年度)	30.0%	35.0%	40.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑩	学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合	—	60.0%	65.0%	70.0%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査による
取組項目⑪	DVに対する区民の認識（「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合）	85.1% 令和3年度 (2021年度)	88.0%	91.0%	94.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑫	DV被害者が公的機関に相談した割合	19.5% 令和3年度 (2021年度)	30.0%	40.0%	50.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑬	DV被害を誰かに相談した被害者の割合	21.4% 令和3年度 (2021年度)	24.0%	27.0%	30.0%	男女共同参画に関する意識と生活実態調査による
取組項目⑭	ひとり親家庭の相談件数	5,330件 令和2年度 (2020年度)	5,000件	5,000件	5,000件	担当課調査による
取組項目⑮	杉並区女性の65歳健康寿命	86.7歳 令和元年度 (2019年度)	87.3歳	87.8歳	88.2歳	東京保健所長会方式
取組項目⑯	男女平等推進センター一般相談件数	822件 令和2年度 (2020年度)	900件	950件	970件	担当課調査による

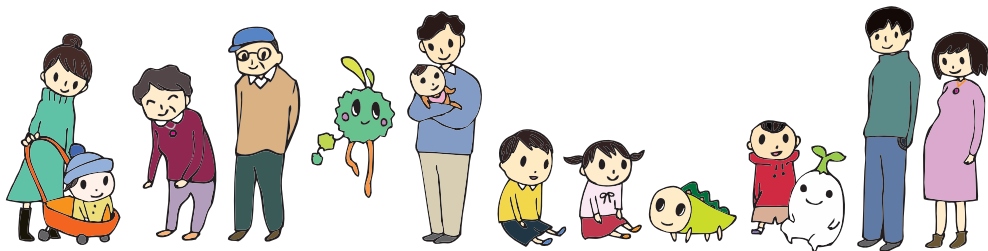
区役所における男女共同参画の取組

●区では、区内事業者の模範となるよう、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

- ・特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組の推進
- ・令和3年(2021年)12月から「在宅勤務型テレワーク」を本格実施
- ・各課・各事務所に各種ハラスメント相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修等を通してハラスメントに関する正しい理解を促進
- ・男女共同参画や人権問題に関する職員研修等を実施
- ・研修等を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解を促進

計画の推進体制と進捗管理

- 庁内組織である「杉並区男女共同参画推進会議」において、各年度の取組の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果等を踏まえ、今後に向けた必要な措置を講じます。
- この点検・評価に当たっては、あらかじめ「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」に進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- 男女共同参画に関する国や東京都、他自治体の動向等に関する調査・研究を適宜行い、計画の改定・見直し等に生かしていきます。



計画の全文は区の公式
ホームページ「区政情報」
でご覧いただけます



杉並区男女共同参画行動計画

令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度) 概要版
～誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち～

登録印刷物番号
04-0030

令和4年6月発行

編集・発行：杉並区区民生活部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (代)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。